

四国中央市インターンシップ受け入れ実施要領

1. 目的

学生に就業体験の場を提供し、次世代の人材の育成を図ると共に、若者の考え方や意見を参考としながら行政活動に取り組み、啓発推進を図る。

2. 実施内容

① 受入対象学生

- ・大学生、短大生、高専生、専門学校生
- ・四国中央市政に関心があり、大学等のインターンシップ・プログラム課程【履修科目】に基づき、事前学習や終了後の評価など、研修を効果的に実施するための講義を受講する学生。
- ・希望研修職場との条件を満たす学生（日程等）
（希望生徒が予定定員を上回る場合は当市出身学生を優先する）

② 募集人数

5名程度

③ プログラム概要

- ・大学機関等のインターンシップ・プログラム課程を受講する学生の希望実習内容に合致する部署を可能な範囲で配属する。
- ・研修スケジュールについては、各担当により決定。（事前に受入課の募集を行なう）
- ・研修生は、自らの課題研究や感想についてレポート提出を行なう。

④ 研修期間

8月（1週間～2週間）原則勤務時間内

⑤ 申込期間

毎年6月1日～7月15日

⑥ 応募方法

1. 希望学生は「エントリーシート」を作成し、在学する大学等のインターンシップ担当課に提出する。【市ホームページに掲載】
2. 大学等の代表者は「四国中央市インターンシップ実施要領」に基づき、「四国中央市インターンシップ研修申込書」を学生1人につき1枚作成する。
3. 各大学で一括して「四国中央市インターンシップ研修申込書」「エントリーシート」を四国中央市役所人事課まで郵送または持参する。

⑦ 受け入れの決定

- ・応募書類をもとに決定の上、7月下旬までに大学等の代表者に通知する。
- ・受け入れ決定にあたっては、大学等と協定書を締結・研修学生に誓約書の提出を求める。

3. その他

① 手当等支給はしない。

② 服務と宣誓

- ・ 研修生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしないこと。
- ・ 研修生は、実習中に知り得た個人情報、業務情報を漏らしてはいけない。
実習終了後も同様とする。

③ 賠償責任

- ・ 研修生が自己の責任によって研修期間中に起こした対人・対物の損害については研修生及び在学する大学機関等の責任において加入する保険によって弁済する。

④ 傷害・災害補償

- ・ 研修生が研修中に被った事故・災害（研修生の移住地から研修先の移動を含む）については研修生の責任において解決すると共に研修生の加入する保険によって補償する。また、在学する大学機関において、傷害・災害保険等必要な保険加入を義務付けることとする。

◎研修に必要な手続き

○受講前

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 学生⇒大学機関 | ・ エントリーシート |
| 2. 大学機関⇒市役所 | ・ 研修申込書【様式1】 エントリーシート |
| 3. 市役所⇄大学機関 | ・ 協定書【様式4】（各1部所有） |
| 4. 市役所⇒大学機関 | ・ 研修承諾書【様式3】・ 研修スケジュール【別紙】（後日） |
| 5. 学生⇒市役所 | ・ 誓約書【様式2】 |

※ 研修生の在学機関は、学生に対し、

- I 守秘義務(個人情報)に関すること
- II 対人・対物賠償保険の加入・責任の所在
- III 傷害・災害保険加入の義務付け

上記について指導を行うものとする。

●受講後

1. 学生⇒市役所 ・ 研修レポートの提出（様式自由）

△必要な場合のみ 市役所⇒学生（大学）研修評価表（各学校様式）